

宮島委員

第40回社会的養育専門委員会（2021年12月17日）への提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

審議にあたり、以下のとおり意見・資料を提出します。

- 1 これまでの会議において、特定の委員から、ソーシャルワークの既存の国家資格とこれに関わる養成教育等に関して、事実と反する内容の発言、少なくとも事実誤認を誘導する発言が繰り返されて来ました。

これらの発言は、発言者とは異なる専門職に対する敬意を著しく欠くものであり、日々自分と所属機関・施設の実践力の向上を目指し、人々の福祉実現のために取り組んでいるソーシャルワーカーへの侮辱です。また、これらは、優れたソーシャルワーカーになることを目指している学生やその教育に携わる養成校を貶めるものです。

そして、何よりも、この専門委員会の議論を歪め、国が選び取るべき政策の方向性を誤らせます。

本来は、発言をされた委員自身が、その不適切な発言を訂正するべきだと考えますが、そのような動きが全く見られないことから、社会福祉士であり、ソーシャルワーカーの実践力向上に取り組む実務者教員として、以下のとおり、異議を表明します。

なお、この異議を申し上げるにあたって、社会福祉士の養成教育の実際を知って頂くための資料として、私自身が制作に携わったテキストの抜粋（写）を提出します。

ア 社会福祉士は、高齢者福祉のための資格ではありません。

イ 社会福祉士は、制度を学んで制度を実現していくようなものではありません。

ウ 社会福祉士は、家庭の評価の仕方や、どう介入していくのかということ、一切学べないようなものではありません。

エ 養成校の教育は、制度論ばかりを行い、後から臨床的なソーシャルワークをやるというようなものではありません。

オ 社会福祉士も精神保健福祉士も、人間対人間の関係性を構築していくことを、若いときから学ぶことを極めて重視しています。

カ 養成校が行っている教育は、「寝ていても単位を与える」ようなものではありません。当然、学生もそのような姿勢で学んでいるわけではありません。

キ 事務局案は、現場の状況や養成校の状況を踏まえた案であり、「まやかし」「大人の都合」「絆創膏でしかない」と断じるようなものではないと考えます。そのため、私は事務局案として当初示された案をベースに支持をして来ました。

添付資料1 日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集「最新社会福祉士養成講座3 児童・家庭福祉」中央法規出版 2021年（抜粋）・編集委員及び執筆者

添付資料2 「社会福祉学双書」編集委員会編集「社会福祉学習双書5 児童・家庭福祉」社会福祉法人全国社会福祉協議会 2021年（抜粋）・執筆者

2 報道でも取り上げられているように、現場の状況は極めて深刻です。様々な方のご努力により児童相談所職員の増員が図られました。しかし、これまでも繰返し述べてきたように、その確保、定着、育成は待った無しで取り組むべき課題です。

また、これらは児童相談所のみでは無く、市区町村や児童福祉施設などにおいても同様です。

これらを先延ばしにすることは許されません。

2021/12/01(水)東京新聞

児童相談所の児童福祉司は人材の奪い合い 国の新配置基準「人口3万人に1人」
関東1都6県で6割の自治体が未達成

2021/12/07(火)朝日新聞

精神疾患で長期療養 千葉の児相職員、全職員平均より3倍超の水準

2021/12/9(木) NHK 「時論公論」

牛田正史 解説委員「虐待・子どもの命を守るために いま必要な改革とは」

<以下引用：抜粋>

…前略…

国は虐待件数の増加を受けて、児童相談所で働く職員の増員を進めています。

児童福祉司と呼ばれる職員は全国で5000人を超え、この4年間で1.6倍に増えました。この体制の拡大自体は非常に重要なことです。

しかし、新たな人材が加わったことで、経験年数が3年未満という職員が、全体の半数を超えるようになり、4年前よりも大きく増加しました。この傾向は、今後さらに加速する見通しです。

虐待への対応において、職員の経験はとても重要とされています。様々なケースがあり、座学や資格の勉強で得た知識だけでは、対応しきれないからです。

このため、現場での実践的な指導が求められますが、児童相談所の業務がひっ迫し、若手の職員をじっくり指導する余裕が生まれにくいのが現状です。

… 中略 …

そのためには児童相談所に案件が集中する現状を変えていかなければなりません。

具体的には、子育て世帯の生活支援や育児支援の強化です。児童相談所以外の部署や相談窓口が虐待に至る前の支援を強化し、虐待そのものを減らすことが重要です。

児童虐待の問題に対して、これまで国や自治体が、十分な予算を投じ、十分な体制を敷いてきたとは、言い難いのが現状です。

虐待が急増する今、思い切った改革が必要なのは間違いありません。

児童相談所の体制強化はもちろん、裁判所、警察、そして国や自治体といった全ての関係機関が一体となって、対策の強化を進めていくべき時だと思います。

3

最新 社会福祉士養成講座

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 編集

児童・家庭福祉



一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟：編集
『最新 社会福祉士養成講座 3 児童・家庭福祉』
中央法規出版，2021年



はじめに

日本には、ソーシャルワーク専門職であることを名乗れる二つの国家資格がある。社会福祉士と精神保健福祉士は、歴史的経緯から二つとなっているが、私たちはともに、「人権の尊重」「社会正義の実現」「多様性の尊重」「集団への責任」などの思想と価値を共有し、人々が直面する生活課題の原因を個人責任のみに帰するのではなく、当事者ととともにいて、伴走し、その人の暮らしと人生がよりよいものになるように、あらゆる働きかけを行う。そのために学び、多くの人や機関とつながり、そこで得たすべてを用いて、一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされる「社会」を築く。

私たちは、ポストコロナの時代を生きる。今までどおりには行かない。明日を見通せない不安におののく。しかし、絶望することはない。このような時代だからこそ歴史を踏まえて現在と未来を思考することが大切である。

100年前にも、格差が広がり、スペイン風邪が流行り、大地震が発生した。残念ながらその後の日本は、民主主義を手放し、全体主義に進み、多くの人々、特に多くの子どもたちの命とつながりを奪った。

しかし、同じ失敗を再び繰り返すことさえしなければ、すなわち、自由と民主主義と平和を守り抜き、自らの誠実を深め、互いへの信頼を捨てることをしなければ、一人ひとりの幸福も社会の安定も実現できるはずだ。魅力的な地域をつくることと国と国を越えた豊かな交流をもつことは同時に手に入れられる。そのような未来を築くことは、私たちの子どもたちへの責任である。

さて、本巻で特に留意したことをお伝えしたい。

この数年、特に児童虐待への対応において、既存の二つの国家資格では、取り扱われている内容が足りないとの批判があった。具体的には、子どもの発達、子どもの声を聴き代弁すること、子どもと家族の両方を的確にアセスメントすること、他機関との連携において特有の事情や専門知識が必要なことなどについて十分ではないと指摘された。私たちは、いただいたこれらの指摘に真摯に耳を傾け、何より子どもたちから選ばれるような専門職となる必要がある。

私たちは、すべてのソーシャルワークに共通するものを確実に身につけ、かつ、各領域に求められる専門性を深めなければならない。そして、さらに視野を拡げて、ニーズを満たす領域を超えた包括的な支援を、さまざまな人々や機関と力を合わせて効果的に展開する必要がある。

そのためにも、私たちは、本巻を学問的であると同時に、実践的なものにしようと努めた。

まずは、子どもの権利や子ども家庭福祉の概念、子どもについての基本的な事項等を確認した。次に、この領域の歴史を振り返り、その発展過程をたどった。そして、制度政策やそれが実際に運用される今日の社会状況について理解できるようにした。

続けて、これらの基盤の上に立って、非常に幅が広い子ども家庭福祉のさまざまな実践領域において知るべき内容や動向を概観した。

さらに、この巻を、より実践的なものとするために、それまでの章で取り上げた内容を、いま一度、事例を用いて論じ直す第6章を置いた。同章は、それまでの章に基づく講義や学習の際に参照していただくという使用例のほか、演習教材として別に用いるという使い方も想定した。

ただし、全体を通じて、欲張るだけでは、紙幅が増えすぎる。そうなれば学ぶ側にとっても負担になる。本巻では、「単純に知識量を増やすより、ソーシャルワーカーの基本姿勢を形成することに役立つかどうか」「各自が自分で調べて情報を得ることに譲る」ことを前提とした。

あらためて振り返り、さまざまな無理を筆者の先生方に押しつけ、難題に対応していただくことを強いてしまった。心から深くお詫びを申し上げる。

最後に、願っていることを二つ記しておこう。一つは、このテキストが子どもたちの幸福の実現とそれに取り組む実践者たちの力量の向上に資することである。もう一つは、このテキストに記された内容そのものが「発信」となって、一人ひとりの子どもとその家族の「生きる」権利を保障する社会づくりに役立つことである。

大きな願いだからこそ、実現のための努力を重ね続けることにしたい。

編集委員一同

第1章

子ども家庭福祉とは何か

子ども家庭福祉の根幹には、人権と社会正義の尊重がなければならない。しかし、子どもの監護・教育の必要性に目が奪われ、しばしば子どもの権利保障は不完全なものとなりがちである。ソーシャルワーカーは、子どもの権利の特徴や内容を深く理解し、子どもの尊厳を守る社会形成に向けた実践を展開することが求められる。

本章では、第1節で児童の権利に関する条約の概略と併せて、その根底にある子ども観について学習する。第2節では、一人ひとりの子どもが固有の生命を有し、発達していく存在であることについて理解を深める。第3節では、子どもの権利保障における家庭や地域の重要性を確認し、最後の第4節では、本章のまとめとして、ウェルビーイングを指向した子ども家庭福祉の全体像を把握する。

第2章

子ども家庭福祉の 歴史

私たちは過ちを犯す。過ぎたことをすぐに忘れてしまう。忘れることは、生きるために必要なことだ。しかし、幸せな明日を築くためには、記憶にとどめ学ばなければならないことがある。歴史を学ぶとは、起こった年や用語を暗記することではない。出来事や営みの経緯を知り、その意味を考え、事と事とのつながりについて思いめぐらし、対話を試みることだ。

子どもたちの幸せのために先達が取り組んだことを知ろう。できれば、失敗を繰り返すことをせずに、私たちが成すべきことを前に進めるために。

過去から現在までを三つの節に分ける。第二次世界大戦まで、終戦から平成に入るまで、その後から今日まで。子どもたちの人権を守ろうとしてきた歩みについて学ぼう。

第3章

子ども家庭を 取り巻く現代社会

ソーシャルワーカーは、ミクロ・メゾ・マクロそれぞれのレベルで課題を捉えていく。子ども家庭福祉においてもマクロレベルの現代社会のありようが、どのように子育て、子育てに影響を与えているのかを理解することが重要である。

本章では、子ども家庭と地域社会の変容、それに伴う子育て環境の変化について触れ、現代社会の課題が子ども家庭に与えている影響について概観する。

そのことを通して、子どもやその家庭が抱えている課題をソーシャルな視点で捉え、ミクロ・メゾ・マクロを意識した実践の必要性について理解を深める。

第4章

子ども家庭福祉の 支援の基盤

現代の子ども家庭福祉は、子どもの権利を中核とする思想的・歴史的基盤に支えられつつ、法律に基づいた実施体制に規定されて推進されている。このことを踏まえ、本章では、子ども家庭福祉を保障するための各種法律や実施体制などについて学習する。

ソーシャルワーカーを目指す諸氏は、どちらかといえば対人支援の現場にのみ目を向けがちだが、子ども家庭福祉ニーズに対応する法制度の不備・不足に気づき、政治や行政システムにフィードバックを行い、計画的な変化を起こす触媒となることが求められるのも忘れてはいけない。このため、本章に扱う法制度を固定的で変化のないものとみなすのではなく、子どもの権利保障のために変革すべき対象として認識することも心がけたい。

第5章

子どもの福祉課題と支援

本章では、子ども家庭福祉の各分野について学習する。もともと子どもの福祉保障は、養護、非行、保育、健全育成、母子福祉、母子保健という6分野から成り立つものであったが、現代では広範な子ども家庭福祉問題に対応して、支援を行う分野も多様化している。子どもの貧困のように、社会的不利を誘発するような深刻な問題も発生しており、それについて考えるために在宅支援に関する節も設けている。全13節を学習しながら、子ども家庭福祉問題の多様性、それに対応した支援の枠組みや社会資源、特に留意すべき支援のあり方について学習する機会とし、第6章のソーシャルワーク実践の実際について深く思考するための基礎知識を獲得することが期待される。

第6章

子ども家庭福祉の ソーシャルワーク 実践

実践とは、理念や価値を基盤とし理論を踏まえて行うものである。単なる業務の実施との違いは、この点にある。

しかし、しばしば「理論と実践は違う」ともいわれるように、両者をつなげることや、二つを一致させることは容易ではない。

本章では、冒頭で子ども家庭福祉におけるソーシャルワークの意義を提示し、第1章から第5章までで取り扱った内容を、実践への適応を意識して論じ直す。

具体的な事例に対応する場合には、答えが一つであれば、苦労はいらない。当事者の立場に立つ、自分が担当であったらどうするかということを基本にして、考え、話しあってほしい。そのプロセスを大切にして、実践力の獲得を目指してほしい。

子ども家庭福祉における ソーシャルワーク

1

子ども家庭福祉における ソーシャルワークの意味

子どもが安心して満足している姿は、親ばかりではなく、私たちのすべてを幸せにしてくれる。子どもたちはとても大きな力をもっている。逆に、子どもが不幸な目にあう出来事は、私たちの胸を締めつける。

子どもの幸せの実現は、すべての親の基本的な願いであり、私たちが共有する希望である。しかし、残念ながら、親の願いも社会の希望も、さまざまな事情により妨げられる。言い換えれば、子どもの、生き、成長し、安らかに暮らし、さらなる幸せを求める権利が脅かされる。

それは親自身が抱える弱さや身につけてしまった問題による場合もある。しかし同時に、社会（人と人のつながり、人間が生きる場、国や自治体などの仕組み）が、子育ての責任を親だけに押しつけ、そのあり方が、子どもを含む個々の人間を大切にしない方向へ向いて来たために起こったものであることが多い。

私たちは、個別の事例に当たるときも、組織や地域さらには社会全体に働きかけるときにも、子ども自身が力を発揮できるように取り組む。また、子どもが自ら願うとおりに親に愛され、社会からも大切にされるように、また、親や社会が本来の責任を果たし、子どもの幸せを実現し、自らが幸せになることができ、安定が得られるように取り組む。

ソーシャルワークにおける子ども家庭福祉領域での実践は、子どもの今の生活と「子ども時代」を土台として生きる人々の一生を新生させるとともに、その親を含む家族の全体に影響を与え、未来の社会のあり方をよい方向に向かわせる可能性に満ちたものである。そして、ソーシャルワーカーは、個人の福祉（幸せ）と社会変革を目指し、個人と環境とその相互の関係や接点に働きかける専門職なのである。

2

子どもにかかわるさまざまな機関に
求められるソーシャルワーク

1 子どもが体験する困難の拡がり

20 世紀を「児童の世紀」と呼ぼうという運動があった。たしかに、20 世紀を通じて、保健、医療、教育、福祉の分野では子どもの利益を考慮したさまざまな取り組みが進められた。しかし、20 世紀ほど、戦争や飢餓で命を失う子どもが多かった世紀はなかったともいえる。このため、これを教訓として、1989 年には国際連合で児童の権利に関する条約がまとめられ、世界のほとんどの国がこの条約の締約国となった。このような経緯から、21 世紀こそ、世界全体で、すべての子どもの幸せが実現すると期待した。しかし、今、子どもが体験する困難が広がっている。これは世界でも、日本国内でも同様である。

豊かにみえる日本にも貧困や生活困窮が広がっている。住まいを持っていない人、住まいを失う人がある。仕事を失う人がある。かろうじて仕事はあるが、預金がほとんどなく、明日を見通せない人が少なくない。食費を切り詰める、体調を崩しても受診をみあわせる、水道光熱費を滞納したという経験は珍しいものではなくなってしまった。貧困は、7 人に 1 人の子どもが体験し、母子家庭では 2 人に 1 人という高い水準にある。

暴力と支配、孤立の問題もある。児童虐待の対応件数は、児童相談所の統計でも市町村の統計でも増え続けている。子どもへの暴力と支配、そして配偶者間での同様な関係性との高い相関関係があることは、統計においても、顕在化した事例からも明らかである。これらの事例の多くが地域において孤立していたり、転居を繰り返したりしている。孤立の問題は、子どもの閉じこもりや自立の難しさ、自死の問題にもつながっている。疾病や障害のある親やその他の親族のケアを担うヤングケアラーも、地域で孤立し、公的な支援にもつながれない問題として捉えられる。

2 アウトリーチの必要性

支援を受ける力の弱い人々がいるという指摘がある。たしかに、困っていても助けを求めない人は少なくない。このなかには、自分自身や自分の家族が困難を抱えていることを認識できない人、困ってはいるが助けの求め方がわからない人、助けを求めたことはあったが受けとめられない経験をしてあきらめてしまった人などがある。

このような人々やその子どもたちを救うためには、「助けを出しやすくする仕組み」「発見するための仕組み」「気づくアンテナ」「手を伸ばす意志」「手をつかみ、手を離さない支援」「伴走する支援」「あきらめずに追いかける支援」が必要である。

児童虐待にかかわる人の間では、支援を拒むことは、子ども家庭福祉特有のことのように捉えられがちである。たしかに、かわりを拒否し、自分が行った虐待行為を認めない保護者の事例は、あとを絶たない。しかし、これは必ずしも児童虐待への対応や子ども家庭福祉特有のことではない。高齢者福祉の場合でも、高齢者自身の認知症や家族の存在が障壁となってかわりがもちにくい事例や、障害者福祉の場合でも、家族の無理解や、本人の精神疾患や薬物依存が妨げになって接近困難になっている例は山ほどある。

高齢者福祉や障害者福祉であれば、当然利用可能なさまざまな社会福祉サービスが、基礎自治体やさらに小さな圏域ごとに用意され、それを利用することが権利であると捉えられている。また、これらの領域では、それらサービスの利用を支援する事業所が多数あり、そこに福祉専門職がいるという状況がある。子ども家庭福祉領域では、これらが十分でないことのほうが、むしろ課題として大きいのではないか。

子ども家庭福祉領域でも、すべての乳児のいる家庭へ訪問する乳児家庭全戸訪問事業は一般化し、乳児の養育に何らかの課題を抱える家庭への養育支援訪問事業を実施する市町村は増えている。しかし、後者が実際に行われている件数（利用件数）は、自治体間で大きな開きがあり、この事業のほか、子どものショートステイ（子育て短期支援事業）やホームヘルプサービスなどの利用要件は、高齢者福祉などの場合に比べてはるかに厳しく（保護者の疾病等の場合に限られる）、ハードルが高い。いわば、高いニーズがあっても実際にはアクセスしにくい状況がある。

子ども家庭福祉でソーシャルワークの実践を担う者は、母子保健、保育、子育て支援、教育、医療などの場で子どもと家族にかかわるさまざまな人々や機関と力を合わせ、支援を必要とする子どもとその家族に必要な支援につなげる、また、そのための社会資源の開発に力を尽くさなければならない。さらにいえば、これら機関のそれぞれにソーシャルワーカーがいるという状況を実現する必要がある。

Active Learning

以下の会議は、いずれもこの節と共通するテーマを検討するために設けられた検討会です。議事録や配布資料を見てみましょう。①厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ）、②同（子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ）、③東京都児童福祉審議会専門部会（新たな児童相談の在り方に関する検討）

3

子ども家庭福祉を担う人材の育成と体制の整備

1 子ども家庭福祉を担う専門職としての力量の向上

社会福祉専門職として、自らの実践力を向上させることは、当事者の暮らしと人生に大きな影響を与える責任の大きさに照らして、義務であるといってよい。しかし、だからといって、すべての責任を背負い込み、自分を責め追い詰めることは得策ではない。むしろ、自分自身を開放し、自分の仕事に誇りをもち、仕事を続け、そこに喜びや生きがいを見出すために、学びと訓練を継続すると考えたい。

ソーシャルワーク実践は、本章の扉の文に記したように、理念や価値を基盤とし理論を踏まえて行うものである。ここでいう理念や価値、理論の理解を深めるためには、少なくとも二つの方向性が必要である。

一つは、領域を深掘りすることである。そして、もう一つは領域を超えた広い視野をもつことである。どちらもないがしろにしてはならない。子どもについて知ることと人間そのものを知することは不可分であり、個人を知ることと家族を知ること、社会を地域から世界までのさまざまな位相で知ろうとすることも大切である。そして、これら探求の作業は、時代を理解することとも関連づけられるべきである。

2 スーパービジョンと体制整備

ソーシャルワーク実践の質もソーシャルワーカーとしての成長や力量の向上も、その個人がどのような機関に所属し、どのような仲間や上司とともに仕事をするかに深く関係する。

スーパービジョン（以下、SV）には、支持と教育と管理の三つの機能がある。しかし、あえていえば、そのうちの一つである管理機能が否定的に理解され、その形態が面談や対話としてイメージされすぎる。

SVは、実践者を育成し、実践者の先にいる当事者への支援の質を担保するためのものである。その形態も、支援者への「大丈夫か」「休め」といった声かけや「やって見せる」（ライブSV）といった多様なあり方が含まれる。管理するとは、「大切にすること」にほかならない。SVの体制を整備することに、いま少し正当な関心を向ける必要がある。

Active Learning

ソーシャルワーク・スーパービジョンの三つの機能について調べてみましょう。

◇参考文献

- ・ 福山和女編著『ソーシャルワークのスーパービジョン——人の理解の探究』ミネルヴァ書房、2005。
- ・ 山辺朗子『ジェネラリスト・ソーシャルワークにもとづく社会福祉のスーパービジョン——その理論と実践』ミネルヴァ書房、2015。

子ども家庭福祉の支援の 端緒と調査

学習のポイント

- 「介入」と「支援」の意味を理解する
- 「調査」の基本を確認する
- 「面接」にかかわる基本的な事項を確認する

1 ソーシャルワークでいう介入と支援の意味

Active Learning

厚生労働省の審議会での議論や、簡潔な言葉で「介入」と「支援」の定義づけを試みた東京都児童福祉審議会専門部会の議事録やとりまとめをみてみましょう。① 2018（平成30）年12月の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」、② 2020（令和2）年12月の東京都児童福祉審議会提言「新たな児童相談のあり方について——『予防的支援』と『早期対応』の抜本的強化に向けて」

ほかの領域の専門家等から「保護者との関係を重視するあまり、子どもを守るために必要な適切な対応がとられない例がある」「対立した保護者と担当者とは支援は行いにくい」「だから介入と支援の機能を分離すべきである」という声が上がった。

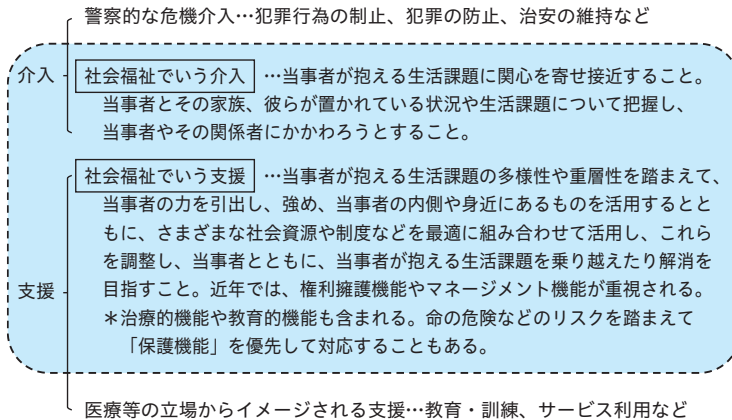
実際に児童虐待事例への対応を担っている児童相談所や市町村の側からも、「業務量が増えるばかりだ。児童相談所は介入のみを担うべきだ」「市町村の本来の役割は支援であり、市町村では介入的なかわりは難しい。役割分担をすべきだ」という声が聞かれた。

確かに、児童虐待には犯罪に当てはまるものが少なくない。このため介入を犯罪を制止することと捉え、支援を加害者の教育や治療に近いものとして捉えるなら、かかわる人間を分けるという発想は自然に映る。

しかし、ソーシャルワーク実践でいう「介入」とは、通常は、当事者や当事者が抱えている生活課題に関心を持ち、接近し、かかわろうとすることの全体をいう。狭義には、かかわりの初期の段階のみを指す場合もあるが、広義では、かかわりの端緒から終結までの全体を通じて行われる働きかけのすべての意味で用いられる（図6-1）。

i このような考え方を取り入れた内容として、2019（令和元）年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」によって、児童虐待の防止等に関する法律の第11条には、「都道府県は（中略）児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせること（中略）を講じなければならない」という記述が盛り込まれた。

図6-1 子ども家庭福祉領域における介入と支援との関係



注：社会福祉における「介入」と「支援」は、通常、一体的あるいは連続的に理解される。

2

包括的な支援の必要性

子ども家庭福祉のソーシャルワークでは、子どもと家族が抱える生命（いのち）と生活（くらし）にかかわる課題の広さと多様性を前提とすることが必要である。特に児童虐待の事例では複雑に絡みあう難しい生活課題を抱えていることが一般的である。

言い換えれば、子どもが安全か否かだけではなく、把握しなければならない内容が多岐に及ぶこと、そのなかで何を「幹」とし何を「枝」として捉えるか、全体をどのように理解すべきかを的確に判断し、何が、その子どもと保護者にとって必要不可欠なもの（ニーズ）であるかを明らかにし、実際にそれらを満たすものを、個々の子どもと家族に届くように提供できるかどうかが問われている。

3

相談と通告

支援者が子どもとその家族に出会い、彼らが抱える生活課題に触れる端緒となるのは、当事者やその近くにいる人からの相談や通告である。このほかにも、支援者が、何らかの経過から、その子どもや家族とかかわりをもっており、そのかわりのなかで、当該子どもやその家族に、それまでは見えていなかった生活課題があることに気づくこともある。いずれにしても重要なことは、これらの「入口」や「出会い」、すなわち

★通告

当事者以外の者や機関が、権限を有する機関に対して、何らかの対応を期待して、知り得た一定の事実を告げ知らせること。連絡をしてきた人や機関が使用した言葉が「相談」「情報提供」「通告」等のいずれであっても、内容に照らして判断される。児童虐待であれば、児童福祉法等により、市町村と福祉事務所と児童相談所が通告先として規定されている。

Active Learning

通告をする側(市民、関係機関)、通告を受ける側、虐待で通告された人(内容や状態によって異なる)、虐待をしていないのに通告された人、各々の気持ちを考えてみましょう。

端緒を大切にすることである。

残念ながら、せつくなされた相談の機会をやり過ごしたうえで、第三者からの通告を受けてあらためて関与しようとする例があとを絶たない。開かれた「ドア」や「窓」を閉じさせてしまってから、ノックを続けたり、大声をかけたり、力づくでこじ開けようとするような関与は成功しない。

支援者は、当事者の人権に配慮し、できる限り「対等な関係」を築くように務めなければならない。当事者たちが感じるものの多くが、自分たちと支援者との間にある圧倒的な立場の優劣であり、専門用語を使って話されるときなどには当事者たちのなかに「見下された」といった心情が湧き上がってくるものである。ソーシャルワーカーは自らの権力性を常に意識しなければならない。

4 調査

当事者と当事者がおかれている状況と当事者が抱える生活課題、また、当事者自身がそれにどのように取り組んできたか、そして今後どうしたいかを知ることが何よりも重要である。それを知ろうとする行為のすべてが「調査」である。

相談であっても通告であっても、当事者自身から直接に聞き取り、観察することが優先される。とりわけ子どもは、特にその子どもが幼ければ幼いほど、自分に迫る危機や困難を言葉で説明することはできない。これを踏まえれば、年齢やその子の表現力に応じた聞き取りを行えるようになることや、言葉以外の方法で子どものニーズを把握する方法（遊びや行動の意味、身体状況等）を知っておく必要がある。

しかし、第三者からの通告や、当事者からの相談であっても子どもや保護者の状況を客観的に把握する必要がある場合には、関係者から別に情報を得る必要がある。

この際に注意しなければならないことを以下に述べる。

- ① 本来は当事者の許可を得て行うことが原則である。このため児童虐待から子どもを守るという漠然とした理由を述べるだけで、本人の承諾を得ずに無制限に調査の対象範囲を広げるべきではない。具体的に、1. なぜそれが必要か、2. どのような内容が必要か、3. 得た情報をどのように用いるのかが述べられることが不可欠である。

Active Learning

5歳、10歳、15歳、それぞれの年代の子どもをイメージしてどのようなやりとりが可能か考えてみましょう。また、赤ちゃんの意思の確認についても考えてみましょう。

- ② 聞き取りを行う際に留意しなければならないのは、1. 誰に、2. どのような聞き方で、3. 何を聞くかによって、聞き取られた結果が大きく異なることである。たとえば、学校から聞き取る場合、子どもが家庭で厳しい状況におかれていても、登校し、休みが少なく、成績がよければ、問題がないと捉えられてしまう傾向がある。調査結果は、電話による聞き取りであれば、とりわけ差が大きくなる。
- ③ 児童虐待の対応においては、通告者から丁寧に聞き取ることをせずに、「安全確認」の実施を急ぐ傾向がある。まずは、通告者が子どもにかかわっている保育所や学校、診療を行った医師や看護師などの専門職であれば、その人たちと対面して丁寧に聞き取り、今後の対応についても意見を聞くことを重視すべきである。この際、たとえ通告者が専門職や専門機関であっても、抱えている心配や危機感を適切に表現できているとは限らないので言語化を助けることが重要である。
- 先に述べたように、調査は当事者に対して直接行うことが原則である。しかし、急な家庭訪問等では、すべてのことを的確に行うことは難しい。まずは、落ちついた口調で簡潔に説明し、必要な聞き取りや確認を行う。当事者を尊重した態度で臨み、必要に応じ、別に適切な面接日時を決めるようにする。

5 面接の重要性

過去には権限の有無が話題にされ、次には、対応マニュアルの作成に関心が向いた。たしかに、それらは重要である。しかし、たとえそれらを整えることができて、面接力がなければ、生じている問題の核心にはたどりつけず、当事者の力を引き出せず、調整は行えず、危機回避や保護機能を発揮することはできない。一番の武器は面接であり、面接を通して、これらの機能を発揮し、子どもと家族の福祉を実現する。このことがソーシャルワーク実践の基本であることは変わらない。

◇参考文献

- ・金子恵美編集代表、佐竹要平・宮島清ほか編『要保護児童対策調整機関専門職研修テキスト』明石書店、2019。
- ・金子恵美編集代表、佐竹要平・宮島清ほか編『児童福祉司研修テキスト』明石書店、2019。
- ・相澤仁編集代表、宮島清共編著『家族支援と子育て支援——ファミリーソーシャルワークの方法と実践』明石書店、2013。

★面接の形態①

窓口でのやりとり、面接室での面接、家庭訪問、いわゆる生活場面面接などがある。広い意味では電話や手紙、メールなども面接として位置づけられる。

★面接の形態②

①とは、異なる整理として、個別面接、家族面接、当事者参加の調整会議、治療のグループ面接というように参加者や目的の違いで分けることもできる。

★面接の展開

面接には必ず目的がある。以下のような展開例を念頭に置くことと進めやすい。

- (1)目的の確認
- (2)聴き取り①（傾聴）
- (3)聴き取り②（質問）
- (4)観察
- (5)交わされたやりとりによって明らかにになった内容の確認
- (6)情報提供、助言
- (7)今後についての契約ないし終結。他機関への紹介を含む。

なお、1回の面接時間や頻度も意識する。



SHAKAI FUKUSHI
GAKUSHU SOSHO

社会福祉 学習双書

2021

児童・家庭福祉

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
『社会福祉学習双書』編集委員会 編

第2部 児童家庭福祉の支援の実際

第6章

児童虐待への対応

学習のねらい

児童虐待をなくしたい。ほとんどすべての人々の願いであろう。しかし、それは、この地上から、すべての争い、暴力、放置、無関心を根絶することとほぼ同義であり、非常に困難なことである。

しかし、私たち福祉専門職が、その実像をしっかりと理解し、不断の努力を続け、他のさまざまな専門職と力を合わせ、同時に市民の理解や力も借りて取り組むならば、予防することも、重症化を防ぐことも、また、児童虐待が起これにくい社会を築くことも可能である。

本章では、児童虐待を理解するための視点と前提、児童虐待の現状、児童虐待の法的な定義と対応の基盤、ネットワークで支えるための仕組みである要保護児童対策地域協議会、児童虐待事例への支援の実際と福祉専門職の役割、児童虐待の予防とソーシャルアクションを扱う6つの節を設け、事例、統計、法律の条文などに照らしながら学び、実践力の獲得とその向上を図ることをめざす。

第1節 児童虐待を理解するための視点・前提

1 子どもの権利（人権）への侵害

（1）児童虐待とは

子どもは人であり、人権の主体である。児童の権利に関する条約（表2-6-1）に記された諸権利は、すべての子どもに保障すべき人権である。これをふまえれば、広義には、「児童虐待とは子どもの人権を侵害する行為のすべてである」といえる。さて、そのうえで狭義の児童虐待についても知っておく必要がある。

日本では平成12（2000）年に成立・施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）によって、児童虐待とは、保護者による18歳未満の児童に対して行われる身体的暴力、精神的暴力（心理的虐待）、放置もしくは著しく怠慢な扱い（ネグレクト）、性的に不適切に扱うこと（性的虐待）とされた。そして、これらが著しい人権侵害であると示された。

私たちは、国民として、さらには一人の専門職として、子どもの生命、安全、健康、発達、大切な人やものとの関係、穏やかな暮らし等を守り、一人ひとりの子どもの個性を保障しなければならない。そのために、この章では狭義の児童虐待について述べる。

〈表2-6-1〉児童の権利に関する条約より抜粋

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

（出典）外務省ホームページ

(2) しつけ目的でも体罰は虐待

しばしば「しつけのつもりだった」という加害者のことばが報道される。一般市民を対象とした意識調査でも、体罰を容認する人の割合は高い。しかし、保護者の意識や行為の目的にかかわらず、子どもに苦痛を与え子どもの人格を貶めかす行為は、すべて虐待である。子どもへの体罰が、徐々にエスカレートするものであることにも留意しなければならない（本章第6節2「児童虐待の予防」で児童虐待防止法の改正により「体罰の禁止」が盛り込まれたことについての記述を参照）。

(3) 事案を怒りでとらえてしまう傾向への自覚

いたいけな子どもが不当な扱いを受け、生命までも奪われる。報道等により、こういった事例に出合うたびに、私たちの心は強く揺り動かされる。これは市民でも、専門職でも同様であろう。

そのようなとき、私たちの心は、「ゆるせない」「絶対に繰り返してはならない」という思いに支配される。怒りは当然であり、その強いエネルギーを用いて、社会のあり方を変え、施策の推進や支援の内容を向上させる必要がある。

しかし、「怒り」には欠点もある。怒りの特性は、私たちの見方を狭め、奥行きを浅くし、「わかりやすいこと」「今すべきこと」「迅速である」という方向だけに関心を向けさせる。

児童虐待についての施策や援助のあり方は、冷静さや粘り強さという視点、また、中長期的な取り組みも必要だという視点も欠いてはならない。

2 多様であるという児童虐待の特徴

児童虐待への対応を考える上で忘れてはならないのは、児童虐待の多様さである。人が一人ひとり個性をもち、家族もそうであるように、児童虐待の事案も一つひとつ異なる。

また、そのほとんどは、個人要因のみでとらえるべきものではなく、その個人を取り囲む、幾層にも積み重なり合い交差する環境との兼ね合いで理解されるべきである。当然のことながら、この当たり前のことが、児童虐待への対応では忘れられやすい。

まずは、3つの事例を取り上げる。

事例 1**多胎児養育の中、母親が
次男を暴行死させた事例**

死亡したのは、多胎で生まれた3人きょうだいの次男だった。父母とも30代。父親は会社員で夜勤もあった。母親の実家は同じ県内にあったが、車で1時間程もかかり、祖父母は飲食店を自営し忙しく、介護を要する高齢の曾祖母もいた。母親は、「里帰り出産」はしたものの、早めに子どもたちを連れて自宅に戻った。

自宅はエレベーターがない中層住宅の4階であった。子どもたちは、それぞれ低体重で生まれ、退院の時期も異なっていた。父親の助けが期待できるように思えたが、かえって泣かせてしまうなど、母親は一人で育児を抱え込まざるを得なくなっていった。母親は、子どもたちがもうすぐ1歳になる時期に、最もミルク飲みが悪く激しく泣くことが多かった次男に暴行を加え、死なせてしまった。

事例 2**母親が漫画喫茶で出産、
新生児を殺害・遺棄した事例**

母親である女性は20歳代前半。都心の漫画喫茶で、おおむね1年間暮らしていた。女性の家族関係や生活歴はわからない。しかし、若い女性が長い間このような場所で生活をしていたことから、身寄りがいないか、あっても頼ることができない状況があったものと推察される。

女性は、妊娠しながらも、このような生活を続け、暮らしの場となっていた漫画喫茶でだれの助けも受けずに一人で出産した。その直後、女性は発覚することを恐れて、タオルで女児の首を絞め、その遺体を漫画喫茶からほど近いコインロッカーに運んだ。

事件が発覚したのは、女性がこの後何度も、このコインロッカーに足を運んでいたからである。その姿を防犯カメラがとらえていた。

事例3

転居後に5歳女児を死亡させた事例

女児は、母親（実母）、父親（養父）、異父弟との4人暮らしであった。父親が先に地方から関東圏のアパートに転居し、数か月後の年明けに母親と女児、生後1年余の弟の3人が転入した。女児は、そのおおむね2か月後の3月初めに、衰弱した上に暴行を受けたこと等によるショックで死亡した。

父親が急遽逮捕され、同月中に起訴された。母親の逮捕は、同年の6月なかばであり、これを受けて、女児が残した「ゆるして……」という手紙とともに、事件の概要が警察から報道機関に対して発表された。女児は、この年の春に小学校入学を控えていた。

近隣から児童相談所への最初の通告があったのは、事件発生1年半前の夏であった。転居前の県の児童相談所が2回家庭訪問をし、当時居住していた市に引き継いだ。その直後の11月に弟が出生。12月に住民から警察への通報があり、1月から1か月程と3月から7月までの2回、一時保護が行われた。家庭引き取りの後には、児童福祉司による指導措置が取られ、母子は病院に通い治療も受けていた。

転居後に児童相談所による家庭訪問が1回はあったものの、その約1か月後に女児は死亡した。

事例3では、発生当時、家族が最初に住んでいた県の児童相談所における対応、特に転居先の児童相談所への引き継ぎが不適切だったとされた。また、児童虐待事案であり、子どもの姿を目視できていないにもかかわらず、母親から示された「かかわってほしくない」という意思にそって、転居先を管轄する児童相談所が踏み込んだ対応をしなかったことについても批判された。

しかし後に、刑事裁判での証言内容などが報じられたのを受け、母親が精神的に夫から支配されている状況にあったことが注目されるようになり、児童虐待が発生する家族の中で深まる悪循環やその複雑な構造、当事者と支援者との間で起こっていたこと（思いのギャップ）などが注目されるようになった。

この事案は、さらに深く多角的な検討が必要である。加害者の被害者性に着目すべきことだけに止まらず、最初の通告から次の通告までの期間のかかわりがどうなされていたのかについて、また、行われた2回の一時保護が、生まれたばかりの弟の首のすわり・座位の保持・人見知りの始まる時期と重なっており、家族関係や家族の生活がずっと変動し続けていたことや、地方の県に在住時に父親が2度逮捕されていたことと

の関係なども検討すべきである。

さらには、女兒の死亡と父母の逮捕などにより弟には養育者がいなくなる状況が生じていたと思われること、事件が弟の人生に長期にわたって深刻な影響を与え続けるだろうことなどについても、掘り下げた検討が必要である。

3 事実に基づき取り組むこと

先に述べたように、児童虐待への対応は、市民からの「怒り」、それも悪質だと写る加害者や不十分なかかわりしかなかったと見える支援者・支援機関に向けられる「怒り」に背を押されるようにして、そのあり方が見直されやすい。しかし、私たちは、報道が集中しやすい事例3のような死亡事例のみならず、事例1、事例2のような事例が頻発している実態を忘れてはならない。

事例1への対応や、事例2のような事件が発生する社会のあり方にも目を向けて、児童虐待という悲しみに満ちた問題をともに悲しみ、多様であり、かつ、すべての児童虐待事例に共通する「複雑さ」や子どもと家族が抱える「困難さ」に注目しながら、これらの事実を共有し、ともに苦しみながら、確実な取り組みや対応を前進させる必要がある。

第5節 児童虐待事例への支援の実際と福祉専門職の役割

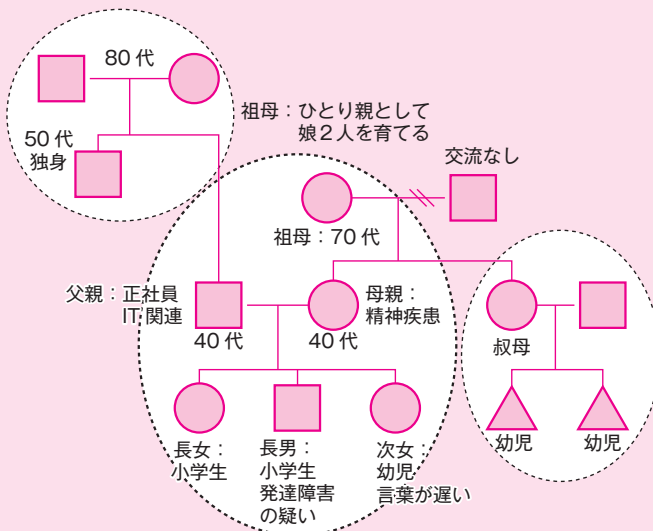
1 深刻で複合的な生活課題を抱えるという理解

子育ては保護者だけで行えるものではなく、すべての子どもと子育てには支援が必要である。このことはもはや常識となっているにもかかわらず、ひとたび児童虐待が疑われると、それまで行われていた多様な支援が「専門機関のかかわりに委ねる」という形で途絶えてしまうことがある。これでは本末転倒であろう。児童虐待が発生する家族は、子どもも保護者もより深刻で複合的な課題を有し、支援のニーズが極めて高いととらえる必要がある。

下に示した事例9は、複合的な生活課題を抱える家族の例（複数の実事例を組み合わせて創作した架空の事例）である。これをもとに考えてみよう。

事例9

複合的な生活課題を抱える事例



この事例で支援機関が把握していた状況は、次のようにまとめられる。

- ①子どもたちは断続的な不登校や不登園状態にある。特に長男には発達障害が疑われ、学校生活になじめていない。学校や保育所からは、保護者が適切に

養育しているようには思えないと聞いている（ネグレクトの疑いがある）。

- ②民生委員・児童委員によれば、母親は閉じこもりがちで、近隣との付き合いがない。
- ③数年前に現在地に転入。持ち家だが、住宅購入にあたっては、それまでは別居していた母方祖母が経済的援助をしたらしい。
- ④父方の実家は非常に遠方である。
- ⑤母方の叔母は、近県に住んでいる。連絡先として届けられているが、「なかなか動けません」といい、保育所や学校からすれば、協力的とは感じられない。
- ⑥父親に連絡を取っているが、なかなか動いてくれない。しかし、母親が病気で通院をしていることは話してくれた。
- ⑦父母から子どもたちへの身体的な暴力はない。

この事例では、母親に感情の不安定さや子どもを精神的に支配していると思われる状況があり、保育所や学校が、ネグレクトととらえることは当然と思われる。確かに、これを放置することはできない。しかし、生活を成り立たせるために父親は仕事をしなければならず、また、いわゆる「8050問題」を抱えているように見える父方の実家や幼児2人を養育中の叔母が動けないのは当然のこととも考えられる。

このような事例では、「注意喚起」「助言指導」「情報提供」を行ったところで、簡単に問題が解決するとは思えない。

調査を進めていったところ、同居の祖母は2人の娘（母親と叔母）が幼児のころに離婚し、2人を育てた後も常勤職として仕事を続けていたが、既に定年となっていた。母親の第3子（次女）の出産と、その後に病状が悪化したことをふまえて3世代で生活を始めた。しかし、家族全体を支えていた祖母が数か月前に脳梗塞を患い、一命は取りとめたものの認知能力の低下が見られ、身体にもマヒが残った。これに伴い、支える側であった祖母が支えられる側となって、今はその支える役割を小学生の長女が担っていることなどがわかった。

このような事例では、一家心中の恐れさえも想定しなければならない。祖母の治療や介護、母親の治療、そして資産や一定の収入があったとしても経済的な問題をも抱え、複数の生活課題に直面していることがわかる。

子どもたちの発達を保障し、ヤングケアラーの役割を担っている長女を救うためにも、正確な状況把握、当事者が抱える困難への共感と理解を深めるとともに、当事者と複数の関係機関の参加を促し、それぞれの

* 3

本双書第8巻第1部第1章第2節1、及び同巻第2部第2章第2節2参照。

* 4

家族の介護を担わなければならない「子どもや若者たち」をさす。周囲から理解されず孤立しがちである。子ども家庭福祉の現場では、より年少の子どもがダブルケアやトリプルケアを担っている例が珍しくない。本双書第3巻第5章第4節1（3）参照。

力を最大限に高めることなしに支援が効果をもたらすことは期待できないことがわかる。

複合的な課題を抱え、高い福祉ニーズがある家庭への支援は、包括的なものである必要がある。提供できるサービスを充実させるとともに在宅支援と一時的な保護（ショートステイと一時保護の両方を含む）、里親や児童福祉施設での代替監護を連続したものとしてとらえることである。そして、これらをマネジメントできる機関や専門職の役割が重要である。

2 保護者の意に反する場合の対応等

当事者の同意を得ることやその参加を促進すべきことはこの領域でも原則である。しかし、児童虐待の対応では、それが待てない状況や待っていてはならない場合がある。そのために、さまざまな法令に基づいた強制力や即時性のある対応が予定されている。

例えば、一時保護は行政上の処分であるため文書ないしは口頭でその内容やそれを必要とする事由を保護者に示す必要があり、保護者は処分に対しての不服申し立てもできるが、児童福祉施設への入所や里親への委託とは異なり、その期間が2か月を超えることがなければ保護者の同意を必要としない。また、一定の要件を満たす場合には、一時保護中の子どもとの面会交流を拒むことや一時保護を行っている具体的な施設名を秘匿することもできる。

このように、その一部は児童相談所長（知事からの委任を含む）の判断で行使が可能であるものの、親権者への大幅な権利制限となるものについては家庭裁判所等（司法）による承認あるいは決定を要する。

このような法的対応の一つひとつを解説することはできないが、その主なものをあげ、その根拠となる主な条文（箇所）を示しておきたい（表2-6-6）。

〈表2-6-6〉いわゆる「法的対応」の例と根拠となる条文

- ・ 立入調査：児童虐待の防止等に関する法律第9条、児童福祉法第29条
- ・ 出頭要求、再出頭要求：児童虐待の防止等に関する法律第8条の2、同第9条の2
- ・ 臨検・搜索：児童虐待の防止等に関する法律第9条の3
- ・ 児童相談所から警察署長への援助要請：児童虐待の防止等に関する法律第10条
- ・ 親権者の意に反する児童福祉施設への入所、同里親委託：児童福祉法第28条
- ・ 親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の請求：児童福祉法第33条の7

3 組織としての進行管理とスーパービジョン

繰り返すが、児童虐待の対応にあたっては的確な状況把握、それに基づく適切な判断と対応が求められる。このため、これを担う専門職には、力量の向上の責務がある。しかし、それらは個人の努力だけでは達成できない。

専門職には、その所属組織からのサポートを受ける権利とそれを受けなければならないスーパーバイザーとしての義務がある。言い換えれば、個々の事例への対応にかかわる進行管理やスーパービジョンは、記録の作成を含み担当者自身が行うもの、所属するチームや組織によるもの、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議や実務者会議によるものと、幾層にもわたって重ねて実施されるべきものだといえよう。

児童相談所に医師や弁護士、保健師が配置されるようになったことも、より活発なコミュニケーションのもとで、異なる専門性をもつ専門職からの助言を常時受けられるようにしたものという意義がある。

COLUMN

●児童虐待と揺さぶられ症候群：頭部外傷の診断をめぐる

それまで見過ごされていた虐待が、「眼底出血、硬膜下血腫、脳浮腫」という3つの徴候がそろっている場合で、交通事故や3メートル以上の高所からの転落事故の証拠がない場合には、揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome：SBS）や虐待性頭部外傷（Abusive Head Trauma：AHT）である可能性が極めて高いとする理論によって発見されるようになった」という指摘がある。一方で、「病気や低位転倒・落下（つかまり立ちから後ろに転倒することやソファからの落下など）でも同様の症状が生じる場合がある。児童虐待から子どもを守る必要があるが、冤罪も防ぐ必要がある」という指摘がある。

虐待防止と冤罪を防ぐ。医学と子ども家庭福祉がともに取り組むべき課題として提起されている。

第6節 児童虐待の予防とソーシャルアクション

1 「無視できない他人事」から「私たち自身の問題」へ

私たちは「ひどい親から子どもを守る」という考え方をもちやすい。このような考え方は、子どもの利益を第一とするという点において正しいが、児童虐待という深刻で複雑な問題を「保護者責任」という枠内に閉じ込め、どうしたら子どもの安全と幸福を実現できるかという真正の課題への取り組みをねじまげてしまう危険性がある。

子どもが体験していることを見極め、生き地獄から子どもを救い出すためには決して優先順位を見誤ることがあってはならないが、子どもとその家族の全体の幸福を目標とすることから外れないようにしたい。そうでなければ、子どもの権利を守り、保護者を加害者にしないという目標は実現できない。

日本社会は数十年をかけて、児童虐待の問題を発見し、これへの理解を深め対応を整備してきた。しかし、そのレベルは、今もって特別な人の行為であり「無視してはならない他人事」というとらえ方にとどまっている。これは「障害の有無にかかわらず、私たちの課題である」という理解を広げることに取り組んできた障害者福祉や、いずれは自分たちも老いるという前提に立つ高齢者福祉とは異なる特徴である。社会とその構成員が自らに深く関係することであるという理解をもたない限り、そのことにかかわる社会福祉は進展しない。児童虐待においても「私たち自身の問題」という理解を広げなければならない。

福祉専門職が個々の事例にかかわるときには、最悪の事態の発生を念頭に置いて「専門職として疑う」ことが必要である。しかし同時に、子どもとその保護者が懸命に生きて暮らしを成り立たせていることを「専門職として信じる」ことも必要である。この2つは真逆に進むことでも途中でスイッチを入れ替えるものでもない。両者は並行して行われるべきものであり、相互に矛盾しない、権利擁護と人を環境の中に存在するものととらえるソーシャルワークの基盤に立つ首尾一貫したかかわりである。

2 児童虐待の予防

例えば、前項のような考え方に立たない限り、児童虐待の予防は、本来の意味では成立しない。

一部の保護者を虐待群とし、その他をハイリスク群、予備軍、健康群としてグルーピングして、虐待群にいない人が虐待群に移行しないように食い止めるというモデルは、一人の人間の状態の悪化を食い止めたり、段階的な施策を打ち立てたりする上では有効と思われるが、人々を分類し分断を引き起こしてしまう恐れがある。

第5節の冒頭で述べたように、実際に、最も高い支援ニーズがあるにもかかわらず支援から遠ざけることや、どの「群」に属するかという当初の判断の誤りがその後の支援の方向性を見誤らせた例はいくらでもある。児童虐待の予防のためには、すべての子どもと家族を支援する必要があり、その外側にではなくその内側に、あえていえば、その中心に児童虐待への対応を置くべきである。児童虐待であるかないかという判断は、当然行わなければならないが、それ以上に、この子に、そしてこの保護者に支援が必要か否かという判断を優先させるべきである。

子育て支援と虐待の防止は連続するものであり、助けを求められる地域社会をつくり、たとえ助けを求める訴えや相談がなくても、それを無理やりにでも届けられるように、支援のメニューを充実させるとともに、いわゆる「アウトリーチ」^{*5}のできる福祉専門職を増やし、その力量を高めることが必要であり、専門職には公私のさまざまな機関や人々の参加を促進する働きが求められる。

令和元（2019）年の法改正によって、児童虐待防止法に子どもへの体罰の禁止が盛り込まれた（第14条第1項）。この法改正には、民法の懲戒権に関する規定についての検討も行うことが附則（附則第6条第4項）として記されている。体罰の禁止は、先行する諸外国の例から、児童虐待の発生予防に一定の効果があると認められている。

私たちは、保護者からの暴力や放置だけではなく、私たちの国、いや個々の国を超えてこの地上のすべての場所から、子どもへの暴力と放置をなくすことをめざさなければならない。すなわちあらゆる戦争や対立、2019年から猛威を振るう新たな感染症などのために困難や混乱の中にいる、とりわけ弱い立場にいるすべての子どもとその家族のために、私たちは責任を果たさなければならない。

* 5

本双書第10巻第1章第2節1参照。

 BOOK 学びの参考図書

- 中野 光・小笠 毅 編著『ハンドブック 子どもの権利条約』岩波書店、1996年。
子どもの人権について、子どもの権利条約の本文はもとより、制定の歴史や背景にある思想なども含めて理解できる。
- 小川未明『小川未明童話集』角川春樹事務所、2013年。
未明は、日本のアンデルセンといわれる童話作家である。1920年前後に発表された「赤いろうそくと人魚」「糸のない胡弓」などは児童保護や虐待について深く示し、「野ばら」「眠い町」は現代社会について預言している。